

島根地方最低賃金審議会 第421回会議 議事録

1. 日 時 令和3年8月2日（月） 午前9時26分～午前10時20分
2. 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
3. 出 席 者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
4. 主要議題 ○「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達について
○令和3年度賃金改定状況調査結果について
○最低賃金と生活保護の乖離額について
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について

【会長】 では、ただいまより島根地方最低賃金審議会第421回会議を開会します。
まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、御確認をお願いいたします。

会議次第が1枚、会議資料その1として、青いインデックスのナンバー1からナンバー6までとじたものをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

資料ナンバー1が中央最低賃金審議会から令和3年7月16日に答申のありました、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文で、4枚ものです。

資料ナンバー2が令和3年賃金改定状況調査結果で、5枚ものです。

ナンバー3が賃金改定状況調査結果の訂正についてという7枚ものの資料になります。

資料ナンバー4が生活保護と最低賃金で、5枚ものです。

資料ナンバー5が島根県労働組合総連合からの意見書で、2枚ものです。

最後に、資料ナンバー6が島根地方最低賃金審議会、島根県最低賃金専門部会委員名簿で、1枚ものとなっております。

そのほか、資料その2、赤のインデックスの資料は、前回お配りしております資料の更新分となっておりますので、差し替えのほうよろしくお願ひをいたします。

それから、机上資料として新型コロナウイルス感染症関係助成金の申請状況及び労働相談件数等の資料をそれぞれ1部、また、業務改善助成金の拡充、要件が緩和されましたので、その1枚もののパンフレットをお配りしております。

事務局からの提出資料は以上となります。よろしくお願ひします。

【会長】 資料は皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
では、事務局から、定足数について説明してください。

【指導官】 委員の出席状況等について御報告申し上げます。

本日は、全員の御出席をいたしておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを御報告申し上げます。

【会長】 では、事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

【指導官】 本日の会議及び議事録につきましては、前回、第420回審議会で決定したとおり、公開となっております。

本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月21日から7月29日まで掲示いたしました結果、傍聴者は5名となっておりますので、御報告申し上げます。以上です。

【会長】 それでは、会議次第の2番目、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について、事務局から説明をお願いします。

【室長】 おはようございます。よろしくお願ひいたします。座ってお話しさせていただきます。

お手元の資料の青いインデックスの資料ナンバー1、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）を御覧ください。

令和3年6月22日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会长に諮問が行われまして、その後、5回の目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、7月16日、中央最低賃金審議会会长から厚生労働大臣に答申が行われました。

では、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について説明いたします。1ページ目が答申文の本文ですが、目安金額に関しては労使意見の一致を見るに至らなかったため、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央の目安小委員会報告を提示するものとされたものでございます。

記の3では、地方での審議結果を重大な関心を持って見守ることとし、地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会の公益委員見解を十分に参考され、自主性を發揮されることを強く期待するとされております。

政府に対する要望として、記の4に中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や、官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く求めています。特に、業務改善助成金については、特例的な要件緩和、充実を早急に行うよう政府に強く要望するとなっております。

また、記の5に、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度中途の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を求めております。

次のページに、別紙1としまして目安に関する公益委員見解が記載されています。

1で、令和3年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安が示されまして、引上げ額の目安金額は、AからDランクのどのランクにおいても同額の28円となっております。2の（2）に記載されているように、生活保護水準と最低賃金の比較で乖離が生じていないことが全国で確認されていますので、今年度、島根県の改定額、引上げ額の目安は28円となります。

2の（1）で今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ、いわゆる骨太の方針2021に配意した調査審議が求められることについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきたとされまして、今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、次の①から⑦にわたって列挙してありますが、①賃金上昇率は昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は最低賃金の引上げ額の目安を示せず、引上げ率は0.1%となったこと。②消費者物価指数は、横ばい圏内で推移し、GDPは令和2年落ち込んだものの、一時期より回復していること。加えて、コロナ感染状況は予断を許さないものの、ワクチン接種が開始されるなど、昨年度とは状況が異なっていること。③企業利益は、足元では産業全体で回復が見られること。また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として感染症で厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること。④雇用情勢は令和2年には悪化したものの、足元では横ばい圏内で推移し、有効求人倍率は1倍を超える、失業率も3%以下で推移していること。⑤政府としては、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとされ、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0から3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、その時期と同程度引き上げた場合に雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること。⑥地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうち、AとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については、昨年Aランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること。⑦最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求め

られていることを特に重視する必要があること等を総合的に勘案し、検討を行ったところであるとのことでありますて、目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることを要望するとされております。

それから、（2）については、生活保護水準と最低賃金との比較について乖離がないことが確認されまして、（3）については、最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づき、引き続き影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされております。

次に、別紙2として、目安に関する小委員会報告がございます。これは、労働者側見解と使用者側見解が述べられていますが、2の労働者側見解としては、現在も新型コロナによる影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余りが経過し、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など、昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽す必要があるとの認識で、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティーネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある、国民経済の健全な発展に寄与するという目的を達成すべきであるとし、さらに日本の最低賃金は国際的にも低位であり、諸外国ではコロナ禍においても引上げを行っている中、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきだと主張しています。また、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者、エッセンシャルワーカーの努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであり、感染対策、マスク、消毒液等の恒常的な支出増が最低賃金近傍で働く者の家計に大きく影響を与えていたことや、1年余りのコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍で、労働者は賃金を得て返済するしかないとしております。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けて、各種支援策の拡大や付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応を図っていることを踏まえ審議すべきとしております。

以上を踏まえて、労働者側としては、誰もが時給1,000円を実現するため、今年度は800円未達の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクは1,000円に到達することの両方を達成する目安を示すべきであると主張し、あわせて最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度各地域は懸命に格差縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の額差の縮小につなげる目安を示すべきであるとして、公益委員見解に不満の意を表明しています。

一方、3の使用者側見解としましては、新型コロナの感染再拡大の兆候が見られ、第五波の到来が懸念される上、休業要請等により経済活動が抑制された状況では業況の回復は程遠く、中小企業の貸付残高も上がってきており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘し、さらに中小企業は価格転嫁が困難で、労働分配率も高く、コロナ禍では従前にも増して賃金支払い能力が乏しい状況にあると認識を示しております。また、最低賃金は各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど法が定める目的以外に用いるべきではないとし、さらに今年度はとりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の支払い能力を最も重視して審議を進めるべきであり、業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、コロナの影響が深刻な宿泊・飲食・交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払い能力に焦点を当てるべきだとしております。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていませんが、影響がデータに表れてからでは手後れで、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきで、最低賃金の引上げで人件費を増やした結果、倒産・廃業の雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことは避けなければならないとしています。コロナ禍でも賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費拡大につなげ、地域経済の活性化を図ることが望ましいですが、現在では飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にあり、最低賃金の引上げは危機的な経営状況の経営者にとって雇用を維持したいという切実な思いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示しております。

以上を踏まえて、今は事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、最低賃金を引き上げず、現行水準を維持すべきであるとして、公益委員見解に不満の意を表明しています。

目安小委員会はこれらの意見を踏まえて、目安を取りまとめるべく努めましたが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるには至らなかつたとして、公益委員見解が取りまとめられたものとなっております。

以上が令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての説明となります。

【会長】 それでは、引き続き会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、事務局から説明してください。

【室長】 すみません、最低賃金と生活保護の乖離額についての説明の前に令和3年の賃金改定状況調査について少し、報告させていただきます。

賃金改定状況調査についてですが、最初に皆様におわびをしなければならないことがございます。厚生労働省の本省より昨年度と今年度の調査結果につきまして、集計誤りがあった旨連絡を受けております。訂正内容につきましては、青インデックス資料のナンバー3のとおりですが、訂正箇所は第4表の賃金上昇率についてのところです。誤りの原因としましては、令和2年調査の集計を行うに当たりまして、プログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修が行われ、令和3年も同じプログラムを使用したことから、昨年、今年と集計誤りが生じたものとなっております。今後は、作業手順及び作業体制を見直し、再発防止を徹底することですが、最賃審議に関わる重要な資料での誤りがあったことにつきましては、この場を借りまして深くおわびを申し上げます。

なお、最低賃金の改定につきましては、特定の指標のみで決定されるものではなく、様々なデータや要素を総合的に勘案して決定されておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、本省より賃金改定状況調査についての訂正の通知がありましたので、御報告させていただきました。

それでは、令和3年賃金改定状況調査結果について、青インデックス資料

のナンバー2になりますが、説明いたします。

資料1ページ目の概略を説明しますと、調査時期は令和3年6月となります。調査産業は、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業を対象としております。

調査事業所は、全国で1万5,641事業所、このうち集計事業場は4,991事業所で、集計労働者数は3万4,655人となっております。

調査項目は、令和2年6月及び令和3年6月における労働者の月間所定労働日数、それから1日の所定労働時間数及び労働者の基本給、諸手当について調査をしております。賃金改定状況については、令和3年1月から6月までのものを調査しております。年間所定労働日数については、令和元年度及び令和2年度のものの調査をしております。

それでは、調査結果を説明させていただきます。調査結果では、第1表、賃金改定実施状況別事業所割合、第2表、事業所の平均賃金改定率、第3表、事業所の賃金引上げ率の分布の特性値、第4表①、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳、第4表②、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、一般・パート別内訳の5つの表にまとめられております。また、これ以外に参考1及び参考2と付表がつけられております。

第1表、賃金改定実施状況別事業所割合ですが、これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されております。産業別のDランクについて見ていきますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所割合は、Dランクのところですが、39.1%で令和2年、昨年の43.4%から4.3ポイント減少しております。引下げを実施した事業所は、産業計のDランクは0.7%で令和2年の1.8%から1.1ポイント減少しております。改定を実施しなかった事業所は45.1%で令和元年の41.5%より3.6ポイント増加しております。

第2表につきましては、Dランクの1番左を見ていきますと、産業計が3.1%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均を表しております。

第3表は、調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布して

いるかを表しております。Dランクの左側の産業計を見ていきますと、中位数を1.7として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.0%から3.3%の範囲で分布しておりまして、分散係数が0.68ということは、ほぼ真ん中を中心とした極端ではない分布をしていることを表しております。分散係数が小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭く高くなるということになります。

次に、第4表はちょっと訂正がありましたので、青インデックス資料のナンバー3を御覧いただきたいと思います。ナンバー3の2枚目、訂正後の第4表①、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳と、3枚目、訂正後の第4表②、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、一般・パート別内訳、こちらを御覧ください。第4表①の産業計男女計と、第4表②の産業計一般・パート計は同じ数値になっておりますが、Dランクの賃金上昇率は0.3%の上昇で、昨年、令和2年は0.8%でした。

それから、参考1及び2は、賃金引上げの実施時期別事業所割合と事由別賃金改定未実施事業所割合となっております。

また、付表は、この調査におけるパートタイム労働者比率、男女別労働者比率、年間所定労働日数、事業所平均となっております。これについても訂正がありましたので、資料ナンバー3の4枚目を見ていただければと思います。

以上が賃金改定状況調査の結果の説明でございます。

【会長】失礼しました。それでは、会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、引き続き事務局から説明してください。

【室長】青インデックス資料のナンバー4の生活保護と最低賃金という資料で、生活保護と最低賃金の状況について説明させていただきます。

この項目につきましては、平成19年の最低賃金法の改正で、最賃決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する旨の条項が新設されたことにより、毎年その確認を行っているものです。

資料ナンバー4の表紙をめくっていただいて、1ページ目ですが、生活保

護と最低賃金の全国の状況のグラフを御覧ください。グラフの下側、三角の点線が生活保護、上側の四角の実線が最低賃金額を示しております。生活保護と最低賃金とも令和元年度のデータで比較しておりますが、この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っております。

2ページ目は、最低賃金データを令和2年度に引き直したグラフとなります。

3ページ目を御覧ください。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されております。令和元年度のデータに基づく最低賃金と生活保護の乖離額と、令和2年度に地域別最低賃金額を改定した額の合計が最新の乖離額として出ております。島根県は、令和元年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額が155円で、令和2年度の最低賃金の引上げ額が2円でしたので、現時点で合計157円、島根県最低賃金が生活保護より上回っております。

計算方法を説明しますと、資料ナンバー4の最終ページを御覧ください。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額の計算表となります。

生活保護は生活扶助基準と住宅扶助実績値から計算いたします。生活扶助基準は1類費、2類費、冬季加算、期末一時扶助費から成っております。1類費とは食費、衣服など個人的経費をいいます。2類費とは光熱水道費など世帯的経費を指します。冬季加算は2類費に含まれます。期末一時扶助費は12月のみとなります。生活扶助基準の算出は、地域により各支給額が異なりますので、これらの合計を地域ごとに人口加重平均しております。

これに住宅扶助という借家費用の家賃補助があります。生活保護を受けている方には、持家の方、借家の方などいろいろなケースがありますので、実際に支払われている住宅扶助の実績値の全額を、住宅扶助を受ける人で頭割りをして平均を出して、1人当たり金額を計算しております。

そして、生活扶助基準と住宅扶助実績値を加えたものが生活保護費用となります。

表のとおり、1類費及び2類費の合計額で算出する方法で行いまして、1

8歳から19歳単身の金額を使用しまして、それが6万9,243円、冬季加算が1,929円、期末一時扶助費が992円、住宅扶助実績値が1万8,012円になりますので、この合計が月額9万176円となります。

これに対しまして、最低賃金月額は、時給単位の最低賃金額時間額に月の法定労働時間173.8時間を感じた額に、所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を差し引いた残りの額、可処分所得ですね、これを出して比べることとなります。令和元年の可処分所得割合は0.817となりますので、これにより最低賃金額を計算しますと、令和元年の島根県最低賃金額は790円に173.8時間と可処分所得割合0.817を感じた月額は11万2,176円となります。

よって、生活保護費の月額9万176円と最低賃金計算による月額11万2,176円の乖離額は2万2,000円となります。これを月法定労働時間173.8と、可処分所得割合0.817で除したものが小数点切上げで155円となります。1時間当たり155円の差額が生じていること、上回っていることとなります。この155円に、令和2年度の島根県最低賃金引き上げ額の2円を加えると、現在の最新の乖離額は157円ということになります。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

【会長】 ありがとうございました。

ただいま事務局より議題の2、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について、議題の3、最低賃金と生活保護の乖離額についての説明がありました。これから各議題について、御質問、御意見等、審議を行います。

まず、議題の2、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果についてですが、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」)

では、ないようですので、次の議題の3、最低賃金と生活保護の乖離額について、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」)

特はないようですので、次の4番目の議事に入りたいと思います。

では、会議次第の4番目、島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根県最低賃金の改正諮問を受けて、7月6日付で関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、7月26日付で島根県労働組合総連合、しまね労連の村上一議長より意見書の提出がありました。意見内容につきましては、青インデックス資料のナンバー5のとおりとなっておりますが、本日は島根県最低賃金の改正審議に当たりまして、しまね労連の池場哲哉事務局長が意見陳述を希望しておられますので、よろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、本日の意見陳述については、前回の本審議会において希望があれば認めることとしていましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

時間は10分以内で、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

では、しまね労連事務局長の池場哲哉様、意見陳述をお願いいたします。

【池場氏】 しまね労連の池場です。事務局長をさせていただいております。

今日は意見陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、座って述べたいと思いますので、よろしくお願ひします。

中央最低審議会は7月16日、2021年度最低賃金について、全てのランクで28円の引上げを答申しました。答申された目安額は、私たちが求めてきた全国一律1,500円以上には程遠く、目安額の一律28円の引上げでは現状の221円もの地域格差を是正させることにはなりません。貴審議会におかれましては、最低賃金の大幅引上げと全国一律制度実現に向けて、目安額28円を上回る答申をお願いしたく意見を申し述べます。

現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引上げなどによる個人消費の落ち込みなどが主な原因だと考えます。コロナ禍にあっても2020年度の税収は過去最高となり、大企業の内部留保も膨らみ続けて

います。それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引上げや全国一律制度の確立は十分可能であり、そのことがコロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになります。

新型コロナウイルスの蔓延にあって、国民の暮らしを支えるエッセンシャルワークの労働現場は、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。金融広報中央委員会の世論調査によると、単身世帯の4割、2人以上世帯では6世帯に1世帯が貯蓄のない状況です。社会生活の基礎を担う労働に対し、現在の最低賃金の設定額は低過ぎ、大幅に引き上げていく必要があります。ワーキングプアと言われる働く貧困層などあってはならず、そのために最低賃金制度が憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。個々の企業の支払い能力だけに基づいた水準で論ずる課題ではなく、労働者も中小企業者も共に政府に対して要求し、実現すべき課題だと思います。

労働者の生存権を保障するため、最低賃金法第9条3項には、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策と整合性に配慮するものとする定められており、国会でも、生活保護を下回らないようにすると答弁しています。最低賃金審議会に提示される資料では、実態から乖離した基準で生活保護水準を設定し、最低賃金との乖離は解消したと述べていますが、その算定根拠には納得できない点があります。表にあるとおり、しまね労連の要求に基づいて松江市の生活保護基準を計算してみると、明らかに最低賃金が生活保護支給額を下回ります。真に求められる賃金水準は、8時間働いたら人間らしく暮らせる賃金の保障です。

図1にあるとおり、全労連が実施しているマーケットバスケット方式による最低生計費試算調査の結果では、当たり前に人間らしく暮らせる最低生計費はAランクの地方でもDランクの地方でもほぼ同額であり、大都市圏のほうの生活費が高いとする根拠は存在しません。労働者の多くは賃金に依存して生活していることからも、賃金は生存権を保障する水準であるべきで、払えるかどうかで決めるのは本旨ではありません。賃金を企業収益の分配とし

て考える支払い能力論では、賃金が労働の適正な対価であるという大原則を見失わせてしまいます。毎月勤労統計調査によると、2020年の県内事業所規模5人以上で働いているパートタイム労働者の時給は平均1,150円で、県内最低賃金額を358円上回る水準となっています。事業主には現状の最低賃金額を大幅に引き上げるだけの支払い能力が存在していると言えます。

今求められていることは、優越的地位の濫用などを明記することなど含む独占禁止法の抜本的改正、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立であり、それを保障する法整備と行政力の拡充です。さらに、諸外国並みの中小企業支援策の大幅な拡充です。

家計最終消費支出が実質GDPの55%を占めているのに対して、民間設備投資は15%前後で、設備投資も重要な課題ではありますが、この深刻な不況下にあって最も重視すべき課題は、内需の拡大による経済効果であり、それを支える賃金の底上げです。そして、その危機的状況下に求められることは、時短営業や休業要請によって被った損失と固定費を迅速に、確実に事業主と労働者に届けることであり、少なくともコロナ禍が収束するまで繰り返し実施し続けることです。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政の素早く力強い支援策の拡充は不可欠であると考えます。

以上、今年の島根県地方最低賃金の改定に当たり、積極的な引上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただくことを求めて、しまね労連の意見とします。ありがとうございました。

【会長】 貴重な御意見、ありがとうございました。

委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

(「ありません」)

では、ないようでしたら、以上で意見陳述を終了します。ありがとうございました。

【池場氏】 ありがとうございました。

【会長】 続きまして、会議次第の5番目のその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「ありません」)

特にないようですね。

では、事務局から何かありますでしょうか。

【室長】 第420回島根地方最低賃金審議会における改正決定の諮問を受けまして、令和3年7月6日から7月21日まで専門部会委員の推薦公示を行っております。労働者代表委員につきましては、推薦が6名、使用者代表委員につきましては、3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、青インデックス資料のナンバー6に島根県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月27日付で任命させていただいておりますので、御報告させていただきます。以上です。

【会長】 それでは、続きまして、今後の審議会等についてですが、島根県最低賃金については、審議会令第6条第5項により、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されており、これを適用することがさきの審議会で議決されております。

審議会での議決が不要になる場合は、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとされており、専門部会で全会一致とならなかった場合には、専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

この審議会、専門部会が全会一致でなかった場合の本審につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運

當規程第6条第1項ただし書を適用して会議は非公開に、また、審議会運営規程第7条第2項ただし書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」)

異議がないようですので、非公開といたします。

次に、島根地方最低賃金審議会が結論を得て、局長に意見を提出した場合、局長は審議会の意見の要旨を公示し、異議等意見があれば関係労使から申出がされることになります。異議申出があった場合には審議会を開催することとなります。異議申出に係る審議会につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項ただし書を適用して会議は非公開に、また、審議会運営規程第7条第2項ただし書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」)

ありがとうございます。

異議がなければ、非公開といたします。

なお、異議申出の審議会については非公開としますが、異議申出者が意見陳述を希望された場合には、人数にもよりますが、前年と同様に10分程度の意見陳述を認めることとしますので、御了承願います。

次に、特定最低賃金についてですが、まず、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第3条に基づいて、令和3年第1回運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての検討方法を審議します。率直な意見交換を必要としますので、運営小委員会運営規程第1条により、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書を準用して会議は非公開に、また、同規程第7条第2項ただし書を準用し議事録は非公開に、同條第3項により議事要旨を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」)

ありがとうございます。

異議がなければ、非公開といたします。

特定最低賃金の必要性諮問等が主な議題となる本審議会については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項ただし書を適用し会議は非公開に、また、同規程第7条第2項ただし書を適用し議事録は非公開に、同条第3項により議事要旨を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」)

異議がなければ、非公開といたします。

以上が今後の審議会等の取扱いとさせていただきます。

それでは、本日の審議会は以上となります、最後に委員の皆様方から何かありますでしょうか。

(「ありません」)

ないようでございますので、以上をもちまして第421回審議会を閉会します。ありがとうございました。